

かとうゴルフコンペ経費助成金交付決定者 各位

この度は、市内ゴルフ場の利用促進にご協力をいただきありがとうございます。別紙のとおり交付決定書を送付しますので、次の留意事項を確認の上、実績報告書の提出をお願いいたします。

■ **実績報告書（経費助成金交付決定通知書兼実績報告書）について**

コンペが終了後、「**実績報告書**」に次の事項を記入の上、加東市観光協会へ送付又は持参してください。原則、この実績報告書の提出・確認により、提出された翌月 25 日にご指定の金融機関に助成金を交付します。（コンペ開催後 14 日以内に実績報告書を提出ください。）

※今年度から現金の交付は行いません。

- 1) 「コンペを実施した日」と「コンペの参加者数」を記載ください。
- 2) コンペに要した費用額とは、当該コンペに要した実額（費用額）を記載ください。 交付決定した助成額ではありません。

費用実額が交付決定した助成額を下回る場合は当該費用実額相当（100 円未満切捨て）を交付します。

交付決定した助成額が上限となり、また、実績で参加者が減少したときは精算します。（参加者が 8 名以下となった場合は助成金を交付しません。）

※当該助成金の使い先は、市内（市内ゴルフ場可）に存する店舗としてください。（市外の店舗等で使ったものは助成金の対象外となります。）

- 3) 実績報告における添付資料は、次のとおりです。
 - ① ゴルフ場が作成した順位表（参加者数等の確認）
 - ② 領収書（宛名（コンペ名等）と発行日が記載されていること。）
併せて、内訳がわかる明細書（レシート可）を提出ください。
- 4) コンペを行ったゴルフ場の署名（又は、スタンプ）をもらってください。

※当該助成制度は、コンペにおける賞品、成績発表に係る会食等の経費負担を軽減し、市内ゴルフ場を利用しやすくするための制度であり、併せて市内事業者の販売拡大につなげるものであるため、当該助成金を参加者個人へ賞金とした現金の支給は認めません。（また、プレー中の個人の昼食代、飲物代への充当は認めません。）